

諮問日：令和5年6月8日（令和5年度（情）諮問第11号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（情）答申第25号）

件名：特定の通達に基づき東京地方裁判所において定められた標準文書保存期間基準（保存期間表）に記載されている部分の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号（改正令和4年11月18日付け最高裁秘書第3269号）「司法行政文書の管理について」（通達）の記「第4司法行政文書の整理」の「3保存期間(1)」の定めに基づき、東京地方裁判所が定めた標準文書期間基準のうち、「3保存期間(4)キ」に該当する司法行政文書について保存期間表に記載されている部分（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年4月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件申出の対象が作成及び公表をしなければならないとされている標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の一部であり、それを「作成していない」ということ自体不適切である。「取得していない」という理由については、どのような司法行政文書を取得していないのかという具体的な説明が

なく、理解ができない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所において本件開示申出に係る文書の探索を行ったところ、該当する文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、まず、本件申出の対象が作成及び公表をしなければならないとされている保存期間表の一部であり、それを「作成していない」ということ自体不適切であると主張する。

この点、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)のキでは、文書管理者が、特定の司法行政文書について、保存期間表において保存期間を1年未満とする司法行政文書として業務単位で具体的に定める必要があると判断した場合に当該司法行政文書が保存期間表に記載される旨を定めており、当該判断を行うか否かは文書管理者の合理的な裁量に委ねられているから、保存期間表の必要的記載事項ではない。従って、記載の必要がなければ、当然記載がされないのであるから、本件開示申出に係る「3保存期間(4)キ」に該当する司法行政文書の記載のある保存期間表を作成又は取得していないとした原判断に不合理な点はない。

- 3 次に、苦情申出人は、「取得していない」という理由については、どのような司法行政文書を取得していないのかという具体的な説明がなく、理解できないと主張する。

この点、不開示通知書には「1の文書は、作成又は取得していない。」と記載されているところ、「1の文書」とは上記第1の開示申出の内容記載の文書であることからすれば、「取得していない」とは現行の保存期間表のうち管理通達記第4の3の(4)のキに該当する司法行政文書について記載のある文書を取得していないことを趣旨としていることは明らかである。したがって「どのような司法行政文書を取得していないのか」についての特定はされており、

「具体的な説明がない」とはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年11月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件申出の対象が作成及び公表をしなければならないとされている保存期間表の一部であり、それを「作成していない」ということ自体不適切であると主張する。

ところで、管理通達は、記第4の3の(1)において、文書管理者は、その所属する課等の所管する事務に関する司法行政文書についての保存期間表を定め、これを公表しなければならないと定めており、具体的な保存期間表の作成は、文書管理者が行うこととしている。そして、管理通達記第4の3の(4)のキ（以下「本件規定」という。）は、保存期間の設定において、保存期間を1年未満とすることができる種類の司法行政文書を保存期間表に記載できる旨を規律したものであって、具体的には、「保存期間表において、保存期間を1年未満とすることが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた司法行政文書」と定めている。よって、当該規定の内容及び上記管理通達の他の規定に照らすならば、本件規定に該当する司法行政文書の類型を保存期間表に定めるかどうかは、文書管理者の合理的な裁量に委ねられているものと解される。これを踏まえると、本件規定に該当する司法行政文書は保存期間表の必要的記載事項ではなく、記載の必要がなければ当然記載がされない旨の最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。したがって、東京地方裁判所が本件開示申出文書を保有していないとしても、それが不相当であるとはいえない。

2 苦情申出人は、「取得していない」という理由については、どのような司法行政文書を取得していないのかという具体的な説明がなく、理解ができないと主張する。

不開示通知書を見ると、「1の文書は、作成又は取得していない。」と記載されている。同記載の「1の文書」とは上記第1の開示申出の内容記載の文書であることからすれば、「取得していない」とは現行の保存期間表のうち本件規定に該当する司法行政文書について記載のある文書を取得していないことを趣旨としていることは明らかであり、「どのような司法行政文書を取得していないのか」について特定されているといえることができる。したがって、苦情申立人の主張は、理由がない。

3 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子